

社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会運営規則（案）

平成 22 年 12 月 21 日

社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会長

1 調査検討等**(1) 対象施設**

エレベーター、エスカレーター及び遊戯施設等（道路又は鉄道駅構内に設けられたものを含む。以下「昇降機等」という。）

(2) 調査検討等の内容

- ・昇降機等の事故情報及び不具合情報の分析
- ・昇降機等の事故再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査
- ・昇降機等の事故再発防止対策等に係る調査、検討及び意見具申

2 議事の公開

(1) 昇降機等事故調査部会の会議は公開とする。ただし、個別事案を取り扱う場合その他部会長が必要と認める場合については、会議（開催日時を含む）、議事録及び議事要旨を非公開とする。

(2) 議事録については、内容について部会の委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の確認を得たのち、発言者氏名を除いてインターネットにより公開することとする。

3 運営

(1) 昇降機等に係る重大事故の発生後、事故の調査状況を見ながら可能な限り速やかに開催するものとする。

(2) 委員等に対しては、国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

(3) 部会は、部会長又は委員等が昇降機等の事故の原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該部会長又は委員等を当該事故の調査に従事させてはならず、当該部会長又は委員等は、当該事故の調査に関する部会の会議に出席することができないものとする。

(4) 部会長は、調査・検討を行った事故発生の原因や再発防止対策のあり方等については、捜査に支障がないよう事前に調整した上で、報告書としてとりまとめ公表する。

(5) 報告書は、会長が適当であると認めるときは、社会資本整備審議会の報告書とする。

(6) 部会の庶務は国土交通省住宅局建築指導課において処理する。

4 その他

その他の部会の運営に関することは部会長の判断により、必要に応じ委員等の意見を聞いた上で、決定するものとする。

【参考条文】

○社会資本整備審議会令（平成12年6月7日政令第299号）（抜粋）

（委員等の任命）

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

2 臨時委員は、学識経験のある者並びに当該特別の事項に係る地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（委員の任期等）

第4条（略）

2～4（略）

5 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、非常勤とする。

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第7条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。

4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（議事）

第9条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関する臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。この場合において、第一項中「三分の一」とあるのは「三分の一（分科会にあっては国土交通大臣、審議会に置かれる部会にあっては会長、分科会に置かれる部会にあっては分科会長が三分の一を超える定足数を定めたときは、当該定足数）」と、前項中「会長」とあるのは「分科会にあっては分科会長、部会にあっては部会長」と読み替えるものとする。

○社会資本整備審議会運営規則

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

2 会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長。次項において同じ。)は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会(分科会に置かれる部会にあっては分科会。)の議決とすることができる。

4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。個の場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

○国土交通省設置法(平成11年7月16日法律第100号)

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土交通大臣の諮問に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、関係行政機関(不動産業及び宅地に関する事項にあっては国土交通大臣、官公庁施設に関する事項にあっては関係国家機関)に意見を述べること。

三 (略)

2 前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会運営規則（案）について

社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会運営規則（案）	昇降機等事故対策委員会設置要領	備考
<p style="text-align: right;">平成 22 年 12 月 21 日</p> <p style="text-align: center;">社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会長</p> <p>1 調査検討等</p> <p>(1) 対象施設 エレベーター、エスカレーター及び遊戯施設等(道路又は鉄道駅構内に設けられたものを含む。以下「昇降機等」という。)</p> <p>(2) 調査検討等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇降機等の事故情報及び不具合情報の分析 ・昇降機等の事故再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査 ・昇降機等の事故再発防止対策等に係る調査、検討及び意見具申 	<p style="text-align: right;">平成 21 年 2 月 6 日 平成 21 年 10 月 29 日</p> <p>1 趣旨 エレベーター、エスカレーター及び遊戯施設等に係る事故防止対策の検討を行うため、社会資本整備審議会建築分科会事故・災害対策部会（以下「事故部会」という。）に昇降機等事故対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 調査検討等</p> <p>(1) 対象施設 エレベーター、エスカレーター及び遊戯施設等（以下「昇降機等」という。)</p> <p>(2) 調査検討等の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇降機等の事故情報・不具合情報の分析 ・昇降機等の事故再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査 ・昇降機等の事故再発防止対策等に係る調査・検討 <p>3 委員の構成</p> <p>(1) 委員会には、委員長を置く。</p> <p>(2) 委員は、学識経験者、昇降機等の専門家、弁</p>	<p>備考</p> <p>社整審議決により設置されているため削除</p> <p style="text-align: center;">昇降機等事故調査部会の設置について（案）</p> <p>昇降機等事故に関する再発防止対策について調査審議するため、下記により社会資本整備審議会に昇降機等事故調査部会を設置する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 社会資本整備審議会令（平成 12 年政令第 299 号）第 7 条第 1 項の規定により、社会資本整備審議会に昇降機等事故調査部会を置く。</p> <p>2. 昇降機等事故調査部会は、昇降機等事故に関する発生原因の解明及び再発防止対策について調査審議する。</p> <p>社整審令第 7 条 4 項に定めがあるため削除 社整備令第 7 条 2 項により社整審会長が指名</p>

<p>2 議事の公開</p> <p><u>(1) 昇降機等事故調査部会の会議は公開とする。</u> ただし、個別事案を取り扱う場合その他部会長が必要と認める場合については、会議（開催日時を含む）、議事録及び議事要旨を非公開とする。</p> <p><u>(2) 議事録については、内容について部会の委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の確認を得たのち、発言者氏名を除いてインターネットにより公開することとする。</u></p> <p>3 運営</p> <p>(1) 昇降機等に係る重大事故の発生後、事故の調査状況を見ながら可能な限り速やかに開催するものとする。</p> <p><u>(2) 委員等に対しては、国家公務員法上の守秘義務が課せられる。</u></p> <p><u>(3) 部会は、部会長又は委員等が昇降機等の事故の原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該部会長又は委員等を当該事故の調査に従事させてはならず、当該部会長又は委員等は、当該事故の調査に関する部会の会議</u></p>	<p><u>護士、特定行政庁の職員により構成するものとする。</u></p> <p><u>(3) 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</u></p> <p>4 運営</p> <p>(1) 昇降機等に係る重大事故の発生後、事故の調査状況を見ながら可能な限り速やかに開催するものとする。</p> <p><u>(2) 捜査に関わる情報を取り扱う場合には開催日時を含め非公開とし、委員に対しては、国家公務員法上の守秘義務が課せられる。</u></p> <p><u>(3) 委員会は、委員長又は委員が昇降機等の事故の原因に関係があるおそれのある者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長又は委員を当該事故の調査に従事させてはならず、当該委員長又は委員は、当該事故の調査に関する委員会の会議に</u></p>	<p>するため削除</p> <p>社整審令第7条6項に定めがあるため削除</p> <p>社整審運営規則第7条第3項に基づき規定</p> <p>前段は「2. 議事」として項目立てしたため削除</p>
--	---	--

<p>に出席することができないものとする。</p> <p><u>(4) 部会長は、調査・検討を行った事故発生の原因や再発防止対策のあり方等については、捜査に支障がないよう事前に調整した上で、報告書としてとりまとめ公表する。</u></p> <p><u>(5) 報告書は、会長が適当であると認めるときは、社会資本整備審議会の報告書とする。</u></p> <p><u>(6) 部会の庶務は国土交通省住宅局建築指導課において処理する。</u></p> <p>4 その他 その他の<u>部会</u>の運営に関することは<u>部会長</u>の判</p>	<p>出席することができないものとする。</p> <p><u>(4) 委員長は、調査・検討を行った事故発生の原因や再発防止対策のあり方等については、捜査に支障がないよう事前に調整した上で、事故部会に報告する。</u></p> <p><u>(5) 委員長は、審議の上で必要があると判断する場合には、事故部会の委員を委員会に参加させることができるものとする。</u></p> <p><u>(6) 委員会は、委員（委員長を含む。以下この号から(8)号まで同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</u></p> <p><u>(7) 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。</u></p> <p><u>(8) (6)、(7)にかかわらず、書面による議決も可能とする。この場合は、委員の過半数の委員の回答のうち過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。</u></p> <p>5 その他 その他の<u>委員会</u>の運営に関することは<u>委員長</u>の</p>	<p>事故部会が設置した委員会ではなくなったため、事故部会に報告する必要が無くなった。</p> <p>社整審運営規則第 5 条に定めがあるため削除</p> <p>社整審令第 9 条 1 項に定めがあるため削除</p> <p>社整審令第 9 条 2 項に定めがあるため削除</p> <p>社整審運営規則 3 条に定めがあるため削除</p> <p>社整審令第 7 条 7 項及び社整審運営規則第 9 条第 3 項に基づき規定</p> <p>庶務担当課を明確にする必要があるため</p>
---	--	--

断により、必要に応じ委員等の意見を聞いた上で、決定するものとする。

判断により、必要に応じ委員の意見を聞いた上で、決定するものとする。